

担当部署: 上下水道課

処分の概要	責任技術者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第15条第1項及び第4項
例 規 番 号	令和2年企業管理規程第11号

## 【基準】

第13条及び第15条の規定による。

(登録資格)

- 第13条 県センターが実施する排水設備工事責任技術者資格認定のための共通試験(以下「共通試験」という。)の合格者又は下水道排水設備工事責任技術者情報台帳の登載者は、登録を受ける資格を有するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 第18条の規定により登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
  - (3) 精神の機能の障がいにより責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(責任技術者証)

- 第15条 管理者は、第13条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、登録 を行い、排水設備等責任技術者登録証(様式第7号。以下「責任技術者証」という。)を交付 するものとする。
- 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し町職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに責任技術者登録 証記載事項変更届(様式第8号)に異動の事実を証明する書類及び責任技術者証を添えて、管 理者に届け出なければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、責任技術者証再交付申請書(様式 第9号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を速やかに 管理者に返納しなければならない。
- 6 責任技術者は、第18条の規定により登録の効力を停止されたときは、速やかに管理者にそ の停止期間中責任技術者証を返納しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日
-------	----------	---------	-----------